

# マニュアル（MT）車の技能試験の実施方法が変わります。

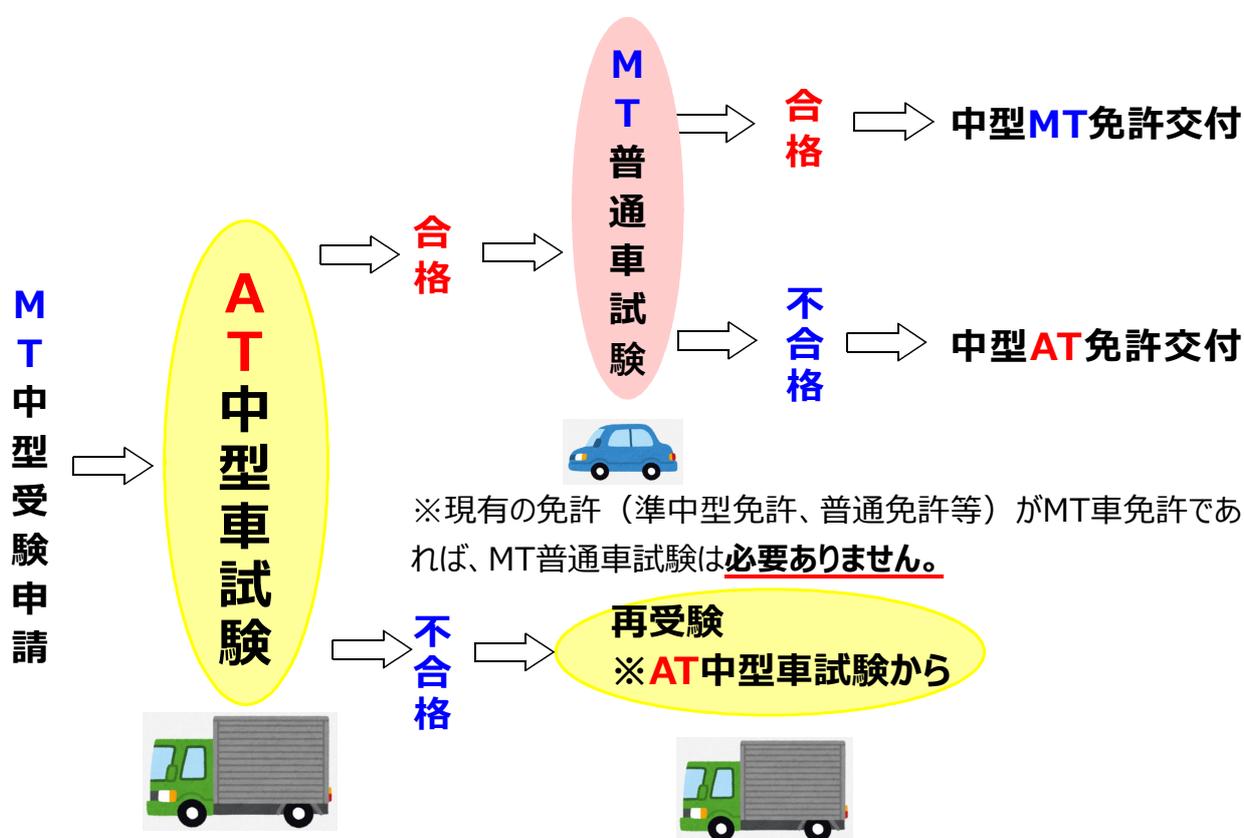
令和8年4月1日からMT車（中型第一・二種、準中型、中型仮免許、準中型仮免許、普通第一・二種、普通仮免許）の技能試験方法が変わります。

※オートマチック（AT）車の技能試験方法に変更はありません。

## ～ 技能試験の流れ ～

現行制度では、MT車のみでの技能試験を実施していましたが、新制度ではまずAT車で技能試験を実施し、合格したのち、MT普通車で技能試験を実施します。

例えば…。中型第一種MT試験を受験する場合



新制度において、AT車試験に合格後、MT普通車試験に不合格となった場合は、受験した車種に応じたAT免許が交付となります。ただし、取得時講習未受講等のため即日交付ができない方については、交付を受ける前の間、再度MT車試験を受験することができます。その場合、試験についてはAT車試験から再受験する必要があります。

この場合、AT免許を取得後、MT免許を希望する際にはAT車限定解除審査が必要となります。詳しくは試験・教習所係までお問い合わせください。

お問い合わせ

青森県運転免許センター 試験・教習所係

電話017-782-0081